

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

指定にご協力いただける施設を募集します

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とは…

近年、気候変動などの影響により過去に例のない危険な暑さが観測されており、夏季における熱中症のリスクが高まっています。東海村では危険な暑さからの避難場所として、一部施設をクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)として指定しています。運用期間中※、「熱中症特別警戒アラート」発表時には、暑さをしのぐ場所として一般に開放する義務が生じます。

※運用期間:4月第4水曜日～10月第4水曜日



クーリングシェルターの新規指定にご協力いただける事業者様は、下記によりご応募をお願いいたします。

応募要件

- (1) 村内の民間施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有していること。
- (3) 必要かつ適切な空間を確保できること。
- (4) 受入人数分の避難者が休息できる椅子等が設置されており、休息ができる環境が整っていること。
- (5) 熱中症予防のための飲食が可能であること。
- (6) 電気使用料等、クーリングシェルター開放に伴う必要な経費の負担は、施設管理者となることに承諾できること。



★熱中症特別警戒アラート発表時以外においても、住民の方の熱中症予防のため可能であれば場所の提供にご協力ください。

指定申込について

ご協力いただける場合は、下記提出書類を作成の上、持参、郵送、ファックス又はメールにてご提出ください。(随時受付)

募集要項など詳細は村ホームページに記載がありますので、事前に必ずご確認ください。(右下の二次元コードからアクセスできます。)

■提出書類

- ①東海村クーリングシェルター応募用紙(本紙裏面)
- ②別図(開放する場所の位置が確認できる平面図)

⇒ご応募いただいた中から、要件等を審査のうえ指定させていただきます。なお、指定にあたって、事業者様と村との協定を締結させていただきます。

村HP用二次元コード

